

若者よ、かしこい消費者を目指せ!!

もしも、被害に遭ってしまったら…

未成年者の契約は 取り消せます

未成年者の契約は親権者の同意が必要です。親権者の同意がなかった契約は取り消すことができます。取り消すと契約は初めからなかったものとみなされます。ただし、右のような場合は未成年の契約であっても取り消さないことがあります。

- ①親権者が使用を許可したお金で契約した場合（お小遣いなど）
- ②自分は成年であると積極的に相手をだまして契約した場合
- ③結婚後に契約した場合（婚姻した場合は成年とみなされる）
- ④契約当時は未成年であったが成年となつてから代金を支払った契約（法定追認）
- ⑤親権者が代金を支払った契約の場合（法定追認） など。

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話での勧誘など不意打ち的な販売で契約をしてしまった場合でも一定期間内であれば消費者は理由を問わず契約を解除することができる制度です。8日間以内（マルチ商法などは20日間）であれば無条件で契約を解除することができます。

取引内容	販売方法	期間
訪問販売	店舗以外での契約、アポイントメントセールス・キャッチセールス	8日間
電話勧誘販売	電話による勧誘行為で契約、資格商法	8日間
連鎖販売取引	店舗での契約を含む、いわゆるマルチ商法（中途解約・返品ルール有り）	20日間
特定継続的役務提供	店舗での契約を含む7業種（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療）（中途解約権有り）	8日間
業務提供誘引販売	店舗での契約を含む、いわゆる内職・モニター商法	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から商品を買取る契約	8日間

●はがき記載例

郵便局へ 持参して ください	府都 県道
簡易書留 又は 特定記録郵便	（社名） 市区 町
	御中

契約解除(申込撤回) 通知
契約(申込)日 年 月 日
書面受領日 年 月 日
販売会社名
販売員氏名
商品(役務)名
契約金額
上記の契約を解除します。
つきましては、すでに支払っている
金額(金 円)を返金し、商品は
引き取ってください。
尚、今後二度と勧誘をしないでください。
申出日 年 月 日
(契約者)
住 所
氏 名

- 1.クーリング・オフは必ず書面で通知します。
- 2.書面の両面をコピーして保管しておきます。
- 3.「簡易書留」又は「特定記録郵便」で送付します。
- 4.クレジット契約している場合は、クレジット会社に送付の上、念のため販売会社にも送付してください。

悪意を持った人たちは、若者を「騙しやすい人」として標的にしています。それは社会的な経験が少なく悪質商法に対する知識をあまり持っていないからです。どんな悪質商法が存在するのかを知り、どんな手口で若者に近づいてくるのか覚えておきましょう。

われ若者

- 事例 01 賃貸住宅の入退去時のトラブル
- 事例 02 中古車購入に関するトラブル
- 事例 03 アダルト(情報)サイトのトラブル
- 事例 04 架空請求の解決をかたる悪質な事業者
- 事例 05 サクラサイトで知らぬ間に高額支払いのトラブル
- 事例 06 オンラインゲームのトラブル
- 事例 07 ネット通販の定期購入に気をつけて
- 事例 08 フリマアプリのトラブル
- 事例 09 投資・ギャンブル情報などのマルチ商法に注意!
- 事例 10 アフィリエイト内職のトラブル
- 事例 11 お試しだけのつもりが…エステの高額契約に注意!
- 事例 12 美容医療サービスのトラブル
- 事例 13 携帯電話の「名義貸し」は絶対ダメ!

道民の消費生活の安定と向上のために

北海道立消費生活センター案内

北海道立消費生活センターでは、消費者トラブルに関する相談を受け付けている「消費生活相談」のほか、消費者の苦情などによる生活用品の品質や食品の安全性を確かめる「商品テスト」を行ったり、消費生活に関する消費者教育啓発講座を開催しています。また、施設見学も随時受け付けていますので、お気軽にご利用ください。



北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこか」

北海道立消費生活センター 相談専用電話

受付時間 平日/午前9時～午後4時30分
☎050-7505-0999

消費者ホットライン

いやや「嫌や!」泣き寝入り
☎188

お近くの消費生活
相談窓口をご案内

消費者被害防止メルマガ 消費者ほっとメール

北海道のメールマガジン

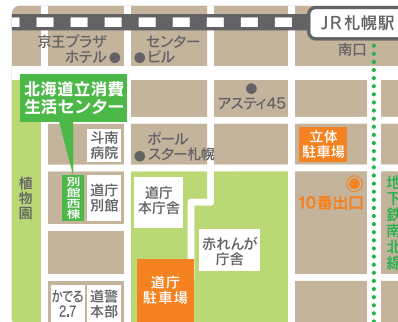
検索

「ホットな」関連
情報配信!

編集・発行 北海道立消費生活センター（指定管理者：一般社団法人北海道消費者協会）
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟



困ったときは、ひとりで 悩まず相談しましょう!



開館時間 午前9時～午後5時
相談受付 午前9時～午後4時30分
※土日・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)は休館です。
アクセス J R…札幌駅南口から徒歩10分
地下鉄…南北線・東豊線「さっぽろ」駅
下車、10番出口から徒歩8分

北海道立消費生活センター

契約のしくみ

「契約」とは、2人以上の当事者が、「申込み」の意思表示を、それに対する「承諾」の意思表示をし、それが一致（合意）することにより、「成立」する、法的に保護される約束のことです。（法的な権利義務関係が発生する行為）

一度、契約が成立すると、当事者には「権利」と「義務」が発生し、それを果たさなければなりませんので、一方的に契約を終了させる（解除する）ことはできません。

もし、「契約」を守らないでいると、契約のもう一方の当事者から「契約」を守るように要求されます。それでも「契約」を守らないでいると、最終的には、裁判で訴えられる可能性もあります。トラブルを防止するためにも、契約する前に、冷静になって、慎重に検討することが大切です。しかし、だまされたり、脅されたりして契約してしまったら、未成年者が保護者などの同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができる場合もあります。

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。

契約成立

- 代金の支払いを求める権利
- 商品を引き渡す義務

- 商品の引き渡しを求める権利
- 代金を支払う義務



売主



買主

僕は売主に対して、「商品の引き渡しを求める権利」を手に入れたと同時に、「代金を支払う義務」を負うのか！

消費者の利益を守る法律

不意打ち性が高い取引については、「クーリング・オフ」や「中途解約」ができるものもあります。（特定商取引法）

また、消費者と事業者との契約では、事業者が問題のある契約手法をとった場合（嘘を言われたり、不安を煽られたり、なかなか返してもらえない等）、消費者が契約を取り消したり、利益を不当に害する契約条項を「無効」とすることが定められています。（消費者契約法）

インターネットを介する場合、事業者は「確認画面」（申し込んだ内容の確認や訂正ができる画面）を表示することが義務付けられているので、消費者は操作ミスや勘違いで入力した内容を確認し、訂正することができます。（電子消費者契約法）

2022年4月1日から【18歳】が成年

2022年4月1日から、18歳が成年年齢となります。自由に契約ができる反面、不本意な契約をしてしまっても、「未成年者取り消し」ができなくなり、簡単には解除できません。これまでも20歳の成年年齢になるといろいろな勧誘があり、消費者トラブルが増加する傾向にありました。18歳で成年になることにより、20歳よりも更に社会経験が乏しい18歳や19歳の消費者トラブルが増加することが危惧されています。本当に必要な契約なのか、内容を十分に理解しているのか、支払いはできるか等を十分に検討しましょう。困った時には、居住地にある消費生活相談窓口や全国共通「消費者ほっとライン 188」で相談しましょう。

若年者が一番利用している「通信販売」は、クーリング・オフがありませんので、契約は十分に注意することが必要です。特に、SNS上で頻繁にあがる広告をみたり、メッセージをやりとりして「親しくなった信用できる人」と思い込んでしまった相手から商品やサービスの勧誘を受ける等、SNSを介してのトラブルが増えています。中には、犯罪に加担するようなものを簡単なバイトとして募集しているケースもあります。金額にかかわらず、自分一人で決めずに、必ず相談するという習慣を身につけましょう。

若年のトラブル事例

あなたも狙われているかも！

忍び寄る悪質商法事例集

2022年4月より、民法が改正され成年年齢（18歳）が引き下げられることで、18歳、19歳の若者が、契約トラブル・消費者被害に遭う機会が増えてきます。

未成年者であれば、親権者の同意のない契約は取り消すことができますが、成年に達すると一人で自由に契約ができる反面、一度契約したものは、簡単に取り消すことができません。万が一同じような場面に遭遇した時のために、若者が遭いやすいトラブル事例をここでは紹介しています。

事例01

賃貸住宅の入退去時のトラブル

1 新築の賃貸アパートを見つけたので、契約内容を確認させてもらったところ、初期費用として退去時のカードキー設定料や水回り清掃料を支払うことになるが納得できない。

2 4年間居住の賃貸マンションを退去した際、クリーニング代や床ワックスのはがれ、壁やクローゼット内の補修など様々な名目で10万円を請求された。家賃一ヶ月分の敷金6万円は戻らず、さらに4万円も払うことになる。納得できない。

トラブル解説

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では退去する際の、借主の原状回復費用は、借主の故意や過失、通常の使用方法を超える使い方によって発生した損耗や毀損についてのみとなっています。しかし、借主が付けたものではない傷の補修や、次の入居者を確保するためのグレードアップ費用を請求される等のトラブルが寄せられています。また、ガイドラインによると借主の負担は、建物や設備等の経過年数を考慮し、年数が多いほど負担割合を減少させることが適当とされています。

対策アドバイス

・契約書や重要事項説明書には、入居時や退去時にかかる費用など、重要なことが書かれています。契約する前に十分に説明を聞き、内容をよく確認しましょう。
・退去時のトラブル防止のために入居時と退去時に、借主・貸主双方が立ち会って物件の状況を確認することが望ましく、入居時にチェックリストを作成し写真を撮っておきましょう。



事例02

中古車購入に関するトラブル

1 先週、中古車販売店で車の写真を見て注文した。その時はまだ支払いの方法は決めておらず、ローンの審査だけ進めてもらった。その後、実車を確認しに行ったところ、傷が多く、キャンセルか車両変更をしたいと伝え、担当者から了解を得た。一週間後、来店するようにと言われたので店に行くと、「冬タイヤを手配済みなので、キャンセルするならキャンセル料が10%かかる。」と言われた。

2 未成年の息子が、中古車をネットで探し販売店とメッセージアプリでやり取りしてローンの審査もした。ローンの審査が通り用紙が届いて、金額を確認したところ、当初30万円と言われていたのに、整備や車検費用を含め70万円になっていた。息子が電話でやめる旨を伝えたところ「やめるなら、整備費用、キャンセル料を請求する。払わないと訴訟する」と言われた。

トラブル解説

（一社）日本中古自動車販売協会連合会の標準約款では「契約の成立時期」に関して現金売買の場合は、「登録」、「修理・改造・架装」、「引渡し」のうち最も早い日とされ、ローンの場合は、約款により定められています。事例のような根拠のない高額なキャンセル料を請求される等の相談が多く寄せられています。契約成立前であれば、実損金を払うことで解約できますが、契約成立後には一方的な解約はできず、キャンセル料（合理的な額）の負担が必要となります。

対策アドバイス

・中古車といっても自動車は決して安い買い物ではありません。契約に際しては、表示内容（走行距離や修復歴、保証の有無など）や契約の成立時期や条件について書面で確認し、十分な説明を受けたうえで、慎重に検討しましょう。
・未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は、「未成年者契約の取り消し」が可能です。しかし、未成年であっても婚姻している場合や、自ら年齢を20歳以上と偽って契約した場合などは取り消すことが出来ません。



アダルト(情報)サイトのトラブル

1 スマホで誤ってアダルトサイトを開き、戻ろうとしたら登録完了画面になった。取り消そうと先方に電話したところ「請求は40万円だが、キャンペーンで今日中に払えば19万円になる。コンビニで電子ギフト券を買って番号を送るように。」と言われた。

2 高校生の息子がタブレットで無料のアダルト動画を検索し再生しようとしたところ「カチャ」と音がしてカウントダウンが始まり、自分のIDが表示されたり、高額な請求画面が表示された。「誤作動の場合はこちら」と書かれたボタンも表示の中にあった。押したほうがよいのか。

トラブル解説

インターネットのサイトの中には、広告やバナー、画面等をタップしただけでアダルトサイトに移動したり登録完了画面が表示されたりするケースがあります。また、アダルトサイトを無料のつもりで閲覧していたところ、動画再生ボタンだと思い、登録完了になるケースもあります。事例のように「シャッター音が鳴る」「カウントダウンが始まる」等、消費者を不安にさせて連絡をさせるためのボタンに誘導し、電話をかけさせて高額な料金を支払わせる手口です。

対策アドバイス

・サイトにアクセスしただけでは申し込みをしたことにはならず、契約が成立していない場合がほとんどです。請求された料金を支払う必要はありません。
・たとえ脅迫まがいのメールや電話がきても、業者に絶対に連絡せず、無視しましょう。しつこい時は、着信拒否やメールアドレス・電話番号の変更も検討しましょう。
・請求画面がデスクトップ画面に張り付いて消えない場合は、ウイルスに感染している場合があります。消去方法は(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてください。

オンラインゲームのトラブル

1 息子がスマホのオンラインゲームを利用し、無料だと思ってアイテムを購入していたらクレジットカード会社から58万円の請求が届いた。以前に音楽をダウンロードした際にカード番号を入力した事がある。請求を取り消してもらいたい。

2 フリーマーケットサイトで自分が遊んでいたアクションゲームのデータが3万5千円で売っていたので、データを買ってもらうために会員になり購入したあと、相手と連絡が取れなくなりデータをもらうことが出来なかった。

トラブル解説

・オンラインゲーム等の基本無料のゲームであっても、ゲームを面白く有利に進めていくうえで、アイテム等を購入させる課金システムを導入している会社があります。
・一般的に、オンラインゲームはデータの売買(RMT)を利用規約で禁止しています。
・フリーマーケットサイト等でRMTが行われているケースがありますが、多くのサイトでは禁止行為としています。
・RMTでお金を支払ったのにデータがもらえなかった、ゲームにログインが出来なかった等のトラブルが増えています。

対策アドバイス

・ゲームを始める前に、利用の仕方やお金の使い方、アイテム等の決済方法の確認など保護者の方とよく相談して決めましょう。
・使用者が未成年者だと主張しても親のクレジットカードを利用してしまった場合、親がカードの義名義人としての管理責任を問われ、支払いを求められるケースもあります。
・ゲーム事業者は、利用規約違反をしているユーザーだと判断した場合、そのアカウントを利用停止するなどの対応をとるケースがあります。利用規約をしっかりと確認しましょう。
・不正ツールやチート等の違法行為を行った場合は、罰せられるケースもあるため絶対に行わないようにしましょう。

架空請求の解決をかる悪質な事業者

SMS(※1)に「有料動画サイトの未納料金が発生しており、本日中に連絡がなければ法的手続きに移行します。」とメッセージが届いた。記載にある電話番号をネットで検索すると、「詐欺被害の相談サイト」がヒットした。アクセスすると、検索した番号は詐欺だと書かれていて相談先に連絡すると、「これ以上請求されないようにサイト業者と交渉する」と言われて5万4千円を請求された。支払うべきか。

※1 ショートメッセージサービスの略。携帯電話同士で短い文章によるメッセージを送受信できるサービス。

トラブル解説

インターネット上には、無料の相談窓口と思わせて、架空請求の解決を騙る悪質な事業者が存在します。新たな契約を結ばせて、様々な名目で金銭を要求します。

対策アドバイス

・解約や返金交渉などは、弁護士以外の者が行うことは法律上できません。
・電話で被害回復サービスを勧誘され契約してしまった場合にはクーリング・オフができる場合もあります。不安な時は、公的な身近な相談窓口にご相談しましょう。

ネット通販の定期購入に気を付けて

SNS(※1)のサブリメントの広告を見て無料の試供品と思い申し込んだ。ネット上の評判が悪くキャンセルした。商品が届き初回は無料だと思い放置していたら、その後も同じ商品が届き、最近、督促状が届いた。

※1 Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキングサービス)の略。友人関係を広げることを目的に参加者が友人を紹介し合い登録していくコミュニティサイト。
※2 対象となる顧客の行動履歴を元に、顧客の興味関心を推測し、ターゲットを絞ってインターネット広告配信を行う手法。
※3 公益社団法人 日本通信販売協会が運営、ネット販売事業者を対象にその実在と取引条件などを審査の上付与している。
※4 Secure Sockets Layerの略。インターネット上でデータを暗号化して送受信できる仕組みのこと。(例)「http」→「https」となっているか?「鍵マーク」が表示されているか?

トラブル解説

「初回無料」とあっても定期購入が条件となっているケースが多くトラブルになりがちです。また、ターゲティング広告(※2)は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあります。

対策アドバイス

・通信販売はクーリング・オフ制度がないので、購入する前に連絡先・返品特約を確認しましょう。
・スクリーンショットなどを利用して画面の保存は、まめにしましょう。
・安全なサイトの基準「オンラインマーク」(※3)や決済画面が「暗号化(SSL)」(※4)に対応しているかも参考にしましょう。



オンラインマーク(※3)



暗号化(SSL)(※4)

サクラサイト(※1)で知らぬ間に高額支払いのトラブル

1 SNSの広告で見つけた副業サイトに登録した。内容は「相談にのると2千万円の報酬がもらえる」との事だった。報酬をもらうためには、相談相手と個人情報のやり取りが必要で、その際にはサイト内のポイントの購入が必要と言われた。ポイントの購入は何度もしなくてはならず3日間で総額約30万円にもなってしまう、クレジットカードや消費者金融で借りて現金で振込んだが全く報酬が得られず、ネットで調べたところ出会い系サイトである事が分かり、騙されたと感じた。返金してほしい。

※1 サクラサイトとは…サイト業者にやどわしたサクラが異性、タレント、社長、弁護士、などになりまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。

トラブル解説

「高収入が得られる」「財産を譲りたい」等のメールや広告、内職情報サイトがきっかけとなり、出会い系サイトに誘導され、報酬をもらうためのやり取りに必要なポイントを次々購入させられたという相談が寄せられています。これらはSNSや広告から直接登録画面等に案内されることが多く、『出会い系サイト』に登録したという意識がないままトラブルに遭うケースがあります。

対策アドバイス

・面識のない人物からのSNS等のネット上での誘いには応じず、おかしいと感じたら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。
・決済方法によっては決済の取消を主張する事が可能な場合があります。可能な限り、スマートフォンやパソコンに届いたサイト運営業者や相手とのやり取りしたメールを保存(PDF・スクリーンショット等)し毅然と関係を絶ちましょう。さらにクレジットカードなどの支払いの記録も保存しておきましょう。

フリマアプリのトラブル

ブランド物の財布をフリマアプリで購入した。届いた物はニセモノだったので出品者に苦情を伝え返品したが、出品者が手続きをしてくれないためフリマアプリ運営会社から返金されない。

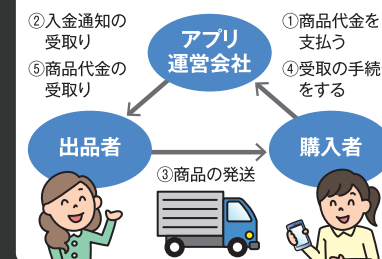
トラブル解説

オンライン上でフリーマーケットのように売買を行えるフリマアプリは、品物の代金を運営会社が購入者から預かり、品物到着後に出品者に支払う仕組み。フリマアプリは手軽に利用できる一方、トラブルが万一発生しても個人間取引のため解決は原則当事者間の話し合いになります。

対策アドバイス

・規約をよく読み、出品者が設定した条件を確認してから慎重に検討しましょう。
・運営会社を介さない直接取引には絶対に応じず、追跡が可能な発送方法を選択しましょう。

支払いの流れ



事例
09

投資・ギャンブル情報などのマルチ商法に注意！

1 SNSで知り合った男性と投資に詳しいと言う人から「仮想通貨を購入すれば、1ヵ月10%ずつ増えて儲かり、11ヵ月後には現金としておろせる」と説明を受け。さらに誰かを誘って入会すればマージンがもらえると言われた。現在お金が無いと伝えたが、消費者金融から借りよう言われ、消費者金融3社から70万円借りて支払った。返済が大変で解約したいと伝えたが対応してくれない。

2 元バイト仲間の友人に、カフェに誘われ、海外ギャンブルに詳しいという人を紹介されて「海外スポーツの勝てる試合の情報がSNSで配信される、賭けたら儲けられる」と勧誘された。入会金は30万円かかると言われ、お金の支払いが不安だと伝えたら、人を紹介すれば7万円のマージンを受け取れると言われた。情報は届くが実際は赤字であり、人集めの話が多く周囲から嫌がられるので解約したい。

トラブル解説

商品やサービスの販売員として個人を勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとして商品やサービスの契約をさせ、販売組織を連鎖的に拡大する取引を連鎖販売取引と言います。マルチ商法、ネットワークビジネスとも呼ばれます。投資で高額なお金を稼ぐことが出来ると勧誘し、高額な支払をさせることで、不安な状態にし、友人・知人を誘ってマージンを得られるマルチ商法を持ち掛けているケースがみられます。

対策アドバイス

・友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また友人を勧誘する事により周囲を巻き込んで人間関係を壊してしまう恐れもあります。
・契約してしまった場合でもクーリング・オフ期間内（20日間）であれば、契約を解除することができます。期間経過後も、一定の条件であれば、中途解約も可能です。

事例
11

お試しだけのつもりが…エステの高額契約

トラブル解説

安価でエステを体験できるという広告等をみたり、知人から誘われたりして、店舗へ出かけたが、体験後に高額なエステや化粧品などをしつこく勧誘され契約してしまったなどの相談が寄せられています。

対策アドバイス

・エステや医療機関での脱毛の施術は、その期間や金額によって「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当するため、クーリング・オフ期間内であれば、契約を解除することが出来ます。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても中途解約が可能です。
・不要な勧誘であれば、きっぱり断ることが大切です。場の雰囲気にならず、その場で契約をしないことが大切です。

事例
12

美容医療サービスのトラブル

トラブル解説

美容医療とは美容目的で行う医療サービスのことで、健康上はする必要がなく、急ぐ必要もない施術です。多くの場合が保険適用外の自由診療で、その内容と費用が医療機関ごとに異なります。人の弱みに付け込んだ事例のようなトラブルが多く注意が必要です。

対策アドバイス

・美容医療機関のホームページの情報を契機とするトラブルが多発していることから厚生労働省より「医療機関ホームページガイドライン」が示されています。
・広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術結果の見直し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断をすることが重要です。
・一部の美容医療（※1）は、クーリング・オフ等が可能になりました（平成29年12月1日より）。トラブルになった場合は、速やかに消費生活センターに相談しましょう。

※1 ①脱毛 ②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去
③肌のしわ・たるみ取り ④脂肪の溶解 ⑤歯の漂白

無料
カウンセリング

事例
13

携帯電話の「名義貸し」は絶対×！

トラブル解説

「アルバイトになる」「利用料金は払わなくてもいいから」などと知人に誘われ、軽い気持ちで名義貸しの契約をしてしまった、解約料などの高額な請求がきて支払えないという相談が寄せられています。

対策アドバイス

・約款では、支払い義務は名義人が負うことになっているため、携帯電話を他人に絶対貸してはいけません。
・他人に渡してしまった場合は、犯罪に利用されることがあるため、すぐに携帯電話会社に連絡し、利用停止や解約の手続きをとりますが、解約料がかかる場合があります。
・「携帯電話不正利用防止法」では、業として有償で通話可能な端末設備等を譲渡した場合、刑事責任を負う事となりますので、まずは法律家に相談しましょう。

元交際相手に「スマートフォンを新規契約して、ある会社に渡すと1台につき2万円もらえる、携帯会社から請求があっても支払わなくてもいい」と言われた。よく考えずに2台契約し、電話機を元交際相手が他の誰かに渡し4万円をもらった。

しばらくして2台とも支払いが延滞になっていて強制解約になっていた。機種代金は1台あたり10万円くらいあり支払いが出来ない。



事例
10

アフィリエイト^{※1}内職のトラブル

1 「マニュアル通りに実行すれば儲かる」というメールが届きネットビジネスの情報商材を購入したが儲からないので返金してほしい。

2 知人から海外ショッピングサイトのアフィリエイト事業の代理店契約をしないか勧誘され申し込んだ。怪しいので解約したい。

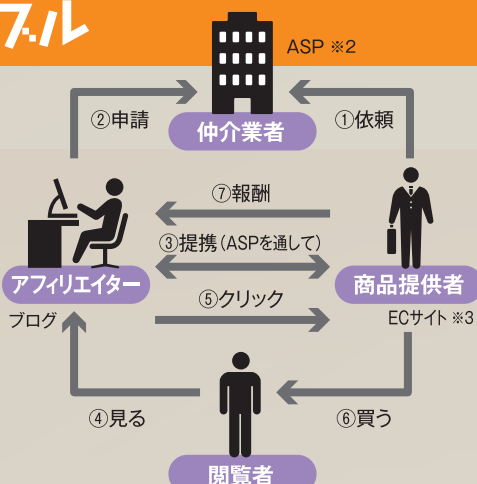
※1 自分のサイトやブログに企業の広告を掲載して商品を購入するなどの成果があった場合に、報酬を受け取る事が出来る仕組み。

トラブル解説

少ない初期費用で事業を開始できることがアフィリエイト内職の特徴の一つ。「ウェブサイトの作成などに高額費用が必要だがすぐに利益が出る」と勧誘され、実際には収入が得られないというトラブルがあります。

対策アドバイス

・アフィリエイトは広告をクリックする人や商品購入する人を増やさなければ利益は得られないため、アクセス数を増やす工夫や労力が必要です。
・「ウェブサイトを作れば何もなくても簡単にお金を稼ぐことができる」という勧誘には注意しましょう。



※2 ASP:アフィリエイトサービスプロバイダの略で、アフィリエイト（アフィリエイトをしようとする人）と広告主である企業を仲介する仲介業者のこと。

※3 ECサイト:ECとはエレクトロニックコマース（電子商取引）の略で、自社の商品やサービスをインターネット上のウェブサイトで販売するサイトのこと。